

# クラウド型管路情報システム 構築及び運用保守業務委託

調 達 仕 様 書

2025年6月  
愛知県企業庁

# 目 次

第1章	業務概要	4
第1節	適 用	4
第2節	業務目的	4
第3節	業務内容	4
第4節	本業務の範囲	5
第5節	業務スケジュール	5
第6節	クライアント PC 仕様	5
第7節	機密資料等の貸与	6
第8節	業務体制及び業務要員	6
第9節	作業方法及び進捗状況の報告	7
第10節	品質管理	7
第11節	知的財産等の取扱い	7
第12節	成果物の提出	7
第13節	その他	8
第2章	機能要件	9
第1節	新システムの要件	9
第2節	新システム基本機能	9
第3節	GIS 業務機能要件	10
第4節	水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報	10
第5節	サーバ設定	10
第6節	研修の実施	10
第7節	新システムの運用保守	11
第8節	マニュアルの作成	11
第9節	基本留意事項	11
第3章	非機能要件	12
第1節	データセンターの安全性	12
第2節	データセンターの要求仕様	12
第3節	性能	12
第4節	情報セキュリティ要件	12
第4章	データ移行	14
第1節	データ移行	14
第2節	スタイルの継承	14
第3節	付加情報の継承	14
第4節	管路情報データ更新作業	14
第5章	運用保守	16
第1節	要旨	16
第2節	マニュアル作成	16

第3節	研修の実施 .....	16
第4節	運用保守サポート .....	16
第5節	運用保守サポートの適用除外.....	17
第6節	データ更新（参考仕様） .....	17
第7節	保守運用終了時の対応 .....	17

# 第1章 業務概要

## 第1節 適用

この調達仕様書は、クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 第2節 業務目的

本業務は、愛知県企業庁（以下、「県」という。）が所管する愛知県水道用水供給事業及び工業用水道事業で稼働している総延長約 1,600km に及ぶ水道・工業用水道管路や、約 440 橋の水管橋、及びこれら管路等に付属する約 13,700 カ所の空気弁・制水弁室等の管路付属施設の位置情報や施設情報並びに点検・修繕記録（以下「管路情報」という。）を一元的に管理し、事故災害時等にも管路情報の把握に有用なシステムを 2025 年度中にシステム構築し、その後 2026 年 4 月から 2031 年 3 月末までシステムの運用保守を行うものである。

本業務で構築するシステムは、インターネット回線を利用したクラウドサーバー、ソフトウェア及び新システムを操作するためのモバイル端末等から構成され、モバイル端末等の調達は県が別途調達することとし、本業務の対象外とする。なお、本業務における「クラウド」とは、既存サービスとして提供しているサーバに公共回線を利用して接続する仕組みのことを指し、公共インターネット回線を利用してパソコンやスマートフォンなどから閲覧できるものを想定しており、VPN 回線の利用や専用のデータセンターの構築、共通基盤の構築は本業務の定義する「クラウド」には含まないものとする。

また、本システムは、効率的且つ経済的に必要となる機能を実現するため、クラウドシステムを使用するパッケージシステムの導入を前提とし、システム構築後の業務仕様の変更及び維持管理コストの抑制等を考慮し、必要最小限のカスタマイズとする。

## 第3節 業務内容

本業務は、現在、以下に示す県水道部水道事業課及び 5 カ所の水道事務所・出張所（以下「水道事務所等」という。）において、スタンドアロン方式で稼働している「管路情報管理システム」（以下「現行システム」という。）をクラウド型管路情報システム（以下「新システム」という。）に 2026 年 3 月末までに移行し、その後、2031 年 3 末日まで県が新システムを利用するため、新システムを運用保守する業務である。（【別紙 1】参照）

現行システムはスタンドアロン端末（専用端末）を水道事務所等に配備し稼働しているが、新システムは県庁内 LAN(インターネット系)に接続するパソコン（以下「県業務 PC」という。）で利用できるほか、現場等において県が別途調達するモバイル端末等から新システムにアクセスし、管路情報等を入手できる利用環境を構築する。

愛知県企業庁水道部水道事業課

愛知用水水道事務所

愛知用水水道事務所尾張旭出張所

尾張水道事務所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

東海市大田町下浜田 164 番地の 5

尾張旭市旭ヶ丘町森 35 番地

一宮市昭和三丁目 3 番 28 号

西三河水道事務所  
東三河水道事務所\*

安城市住吉町茅原 8-2  
豊橋市東小鷹野二丁目 9 番地 1  
※2025 年度中に豊橋市向山町字南中畑  
39 番地へ移転)

#### 第 4 節 本業務の範囲

本業務の業務項目は下記のとおりとし、県業務 PC 又は県が別途調達するモバイル端末（以下「クライアント PC 等」という。）から、同時接続として 20 アカウント以上がデータを閲覧できるものとし、クライアント PC 等から点検・修繕履歴等のテキスト、写真及びファイル等のデータをアップロードできるシステムとする。

- 1 新システムの構築
- 2 クラウド型システム導入支援
- 3 ユーザー登録（200 人程度、同時利用は 20 アカウント）
- 4 試験運用中の新システムの運用保守
- 5 現行システムからデータ移行
- 6 現行システムに含まれない水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報、写真データの取り込み
- 7 県が提供する市町村水道管路データの取り込み（最大 42 水道事業体の給水情報を除く管路線形、管種、口径等の Shape 形式のデータを想定しており、水道事業体からデータを入手するための調整は県が行い、県が 2025 年内に市町村水道事業体から入手したデータに限る。）
- 8 その他、附帯作業
- 9 新システム稼働後の運用保守

#### 第 5 節 業務スケジュール

本業務の契約期間は、契約締結日の翌日から 2031 年 3 月 31 日までとし、システム構築及び運用保守の各スケジュールは次のとおりとする。

2026 年 2 月	試行運用開始
2026 年 3 月 31 日	新システム構築完了（第 4 章に規定するデータ移行含む）
2026 年 4 月	新システム稼働開始
2026 年 4 月～2031 年 3 月末	運用保守業務期間

#### 第 6 節 クライアント PC 仕様

クライアント PC 等を用いて新システムを利用するため、新システムは下記に示す仕様環境でスムーズに動作できることとする。

県業務 PC 仕様	Microsoft 社製 Surface Laptop 4
OS	Windows10 Enterprise SAC（Windows11 に更新予定）
ディスプレイ	13.5 インチ（解像度：2256×1504）
CPU	AMD Ryzen 5 Microsoft Surface (R) Edition 2.20 GHz

メモリ	16GB
ストレージ	256GB
ブラウザソフト	Microsoft Edge Firefox Chrome の何れか
モバイル端末	未定
OS	Android
ブラウザソフト	Microsoft Edge Firefox Chrome 何れか

## 第7節 機密資料等の貸与

- 1 県は、本業務遂行に必要と認められる資料、情報及び機器等（以下「資料等」という。）を受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、資料等の写しを作成してはいけない。ただし、県が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 受託者は、県から貸与された本業務に関わる資料等を善良なる管理者の注意義務を持って管理保管し（前項で作成した写しを含む（以下同じ））、かつ本業務以外での使用及び第三者への提供をしてはいけない。
- 4 受託者は、資料等を本業務の作業場所から持ち出してはいけない。
- 5 本業務遂行上不要となった資料等があるときは、受託者は遅滞なくこれを県に返却する。
- 6 受託者は、データ、成果物その他本業務に関する一切の資料について紛失等の事故が発生した場合は、直ちに県に報告してその指示に従わなければならない。

## 第8節 業務体制及び業務要員

- 1 受託者は、本業務の実施に当たり、委託業務従事者を届け出るものとする。
- 2 受託者は、業務を円滑に処理するため、主任技術者1名と委託業務従事者等による業務体制を整備するものとする。
- 3 主任技術者は、都道府県又は市町村などの水道管路に係る技術的知見等を有する者で、情報処理技術者（情報処理技術者試験の区分：スキルレベル3以上）、技術士（上下水道部門）、空間情報総括管理技術者の何れかの資格を有する者、若しくは本業務と同種業務の従事実績を有する責任者を配置するものとする。
- 4 主任技術者は、本業務全体の管理を行い、指揮監督する義務を負う。
- 5 委託業務従事者には、都道府県又は市町村などの水道管路に係る技術的知見等を有する者の中から配置するものとする。ただし、同等以上の知識及び経験を有する場合はこの限りではない。
- 6 受託者は、本業務を通じて、やむなく委託業務従事者を変更する場合は、変更理由を提示するとともに、同等又は同等以上の資格、経験等を保持した委託業務従事者を補充するものとする。
- 7 受託者は、常に、本業務の作業、進捗等のプロジェクト管理に必要な要件を捉え、適切な業務体制を整えるものとする。

## 第9節 作業方法及び進捗状況の報告

- 1 受託者は、本業務の作業開始に先立ち実施工程表及び業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- 2 受託者は、実施工程表及び業務計画書に基づき業務を処理するものとし、作業進捗状況及び作業予定を逐次県に報告するものとする。
- 3 受託者は、本業務の作業を受託者の事業所内において行うものとするが、新システム導入後は県と協議の上、その指示に従うものとする。
- 3 受託者は、作業中において、不明な点又は仕様書等に疑義が生じた場合は速やかに県と協議の上、その指示に従うものとする。

## 第10節 品質管理

- 1 受託者は、本業務の実施に際して適正な品質管理を行うものとし、その方法、体制についてあらかじめ県と協議しなければならない。
- 2 構築期間中におけるシステムに関する維持管理についても、本業務に含むものとする。

## 第11節 知的財産等の取扱い

新システムに関する知的財産権等の取扱いは以下のとおりとする。

- 1 この委託業務において作成される成果物の著作権等の取り扱いについて著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に関する権利を、県と受託者とで共有する。なお、県及び受託者は、当該著作権等につき、相手方の承諾なく自由に利用（第三者への再使用許諾を含む）できるものとする。
- 2 前項の成果物に県若しくは受託者が従前から有する著作権（以下「既存著作権」という。）が含まれる場合、既存著作権従前の権利者に留保されるものとし、この契約の目的を達成する範囲で相互に既存著作権を使用許諾するものとする。
- 3 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に発表できるものとする。

## 第12節 成果物の提出

成果物は基本的には次のとおりとする。

### 1 納入期日

本仕様書に基づいて構築したシステム（ソフトウェア、データベース等アプリケーション一式、ソフトウェアライセンス等）については、2026年3月31日までに納入すること。

なお、ソフトウェア等については、新システムが利用可能な状態であること。また、必要な各種設定、作動確認、調整等を完了しておくこと。

### 2 成果物

- (1) クラウド型管路情報管理システム 一式

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (2) 利用者マニュアル | 6部 (A4版) 及びデータファイル |
| (3) 運用マニュアル  | 6部 (A4版) 及びデータファイル |

### 第13節 その他

- 1 受託者は、円滑に本業務を遂行するため、県に対して積極的な情報提供、助言及び提案を行うものとする。
- 2 受託者は、県からの本業務に関する資料要求等に対しては、迅速かつ的確に対応するものとする。
- 3 本業務の遂行において必要な資料等は、受託者からの依頼に応じて県より可能な限り提供、貸与等するものとする。
- 4 受託者は、個人情報保護法の関係法令等を熟知した上、これらに違反することなく本業務を遂行しなければならない。
- 5 受託者は、本業務において知り得た個人情報の取扱いについては、目的外の利用、第三者への提供、複製等をしてはならない。
- 6 受託者は、システム等の内容が、特定企業の固有技術に偏らないよう標準的な仕様や技術動向を考慮したものとするとともに、今後予想される制度改革や手続変更にも柔軟に対応して、容易に追加・変更が行えるものとし、県に与える負担と経費の軽減についても考慮することとする。
- 7 本業務は国土交通省及び経済産業省の国庫補助金を充当予定であり、県が実施する補助金交付申請等に必要となる資料作成に協力すること。
- 8 本仕様書に定めのない事項、又は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

## 第2章 機能要件

### 第1節 新システムの要件

- 1 全体構成図は【別紙1】のとおりである。
- 2 システムは汎用性のある GIS を使用するとともに、安定的な運用を図ることが可能なクラウド型サービスであること。
- 3 新システムは、著作権が第三者となるソフトウェアの利用がないこと。
- 4 新システムの利用は10年以上を想定しており、OS やデータベースソフト等は、オープン化・標準化に十分耐えうるスタンダードなものを採用し、運用途中で陳腐化することがないように、システム運用の実績があり、かつ将来においてもその発展が見込まれるものとする。
- 5 業務に必要な機能を備えるだけでなく、ユーザインターフェース、操作性、処理の自動化等を十分考慮した利便性の高いものとする。
- 6 将来のシステム更新や他の水道事業者とのデータ連携等の可能性を踏まえ、新システムで管理するデータは他事業体等との横断的な利活用を可能とする汎用性の高いものとする。

### 第2節 新システム基本機能

#### 1 基本仕様

新システムのシステム基本機能は【別紙2】のとおりとし、以下の仕様を満たすこと。

- (1) GIS 基本機能である地図の拡大/縮小や移動の表示速度やメニューボタンの操作感については、利用者が円滑に操作することができるレスポンスを有すること。
- (2) GIS からの出力図の地図の品質について、各種図面の注記表現が、鮮明に読み取れることとする。
- (3) システムの運用性、拡張性等を最大限に高めるためデータ相互流通を考慮し、データ搭載・更新等が容易なシステムであること。
- (4) 将来的な掲載マップやレイヤの増加に対し、柔軟に対応できるシステムとすること。
- (5) 国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえたシステムサービスを提供すること。
- (6) サーバ・アプリケーションの導入、運用及び保守作業の全てについて、受託者の管理下において直接行うものとし、責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備され、障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- (7) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- (8) 拡張性、セキュリティ、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- (9) インターネット経由により、ストレス無く利用できること。
- (10) 汎用ソフトウェアの形式（EXCEL 等）で作成された属性情報の一部の取り込みが可能である等、汎用的なデータ連携インターフェースを有すること。

## 2 画面構成

システムに必要な画面構成は基本的には次のようにする。ただし詳細構成については県と協議するものとする。

### (1) 情報表示エリア

地図の情報（属性）を表示するエリアを配し、ユーザー設定により任意に 表示の切り替えが可能なこと。

### (2) 機能メニューエリア

地図拡大・縮小、スクロール、地図回転、条件検索、情報登録などの機能アイコンを表示するエリアを配し、機能メニューは、地図操作に関連するメニューを分かり易いアイコンで表示すること。

## 第3節 GIS 業務機能要件

新システムの業務機能要件は【別紙3】のとおりとし、以下の仕様を満たすこと。

- 1 クライアント PC 等から写真やメモを登録でき、登録した情報は直ちに、システム利用者間で共有されること。
- 2 管路施設データは、全域を継ぎ目のないデータとして取扱うことができるものとする。
- 3 ユーザーは同一レイヤに対して同時に編集が行えること。その際には、図形単位での排他制御機能を要すること。
- 4 他の Shape ファイルをインポートできること。

## 第4節 水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報

水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報を新システムにて編集、管理及び印刷を可能とすること。なお、新システム稼働後、水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報は、CSV ファイル等により一括して点検記録を取り込める機能を有するとともに、以下の写真データを取り込めるものとする。

弁室等の写真添付  $3 \text{ 枚/箇所} \cdot \text{年} \times 1 \text{ MB/枚} \times 2 \text{ カ年分} = 6 \text{ MB/箇所}$   
 $6 \text{ MB/箇所} \times 13,700 \text{ 箇所} \approx 82 \text{ GB}$

水管橋の写真添付  $10 \text{ 枚/橋} \cdot \text{回} \times 1 \text{ MB/枚} \times 2 \text{ 回分} = 20 \text{ MB/橋}$   
 $20 \text{ MB/橋} \times 440 \text{ 橋} \approx 9 \text{ GB}$

## 第5節 サーバ設定

受託者は、新システムに関するユーザー登録を行うこと。なお、ユーザー登録数は 200 人程度を想定しており、サーバへのシステムのプログラムインストール、及びデータセットアップ等を行うものとする。また、県職員のシステム管理用に、運用マニュアルを用意するものとする。

## 第6節 研修の実施

受託者は、新システム運用開始後、各水道事務所の職員を対象とした運用操作方法等の説明研修会を行い、新システムの使用方法等について職員への周知を図ること。

## 第7節 新システムの運用保守

新システム運用開始後においても、バグ等の指摘があった場合に修正し、不具合等の指摘に対してできる限り対応するものとする。なお、運用開始後のデータセンター利用料等については本業務に含むものとする。

## 策8節 マニュアルの作成

マニュアルは新システムの操作方法と機能等について、一般職員、新システム管理者向けに区分して記述することとし、作成にあたって、業務フローや画面イメージ等で表記するなど、対象者が理解しやすいように十分検討すること。

## 第9節 基本留意事項

- 1 新システムは、専門知識を持たない職員にも十分使いこなせるよう、操作性等を十分に配慮した上で、汎用性の高いものすること。
- 2 新システムの選択にあたっては、運用保守費等も含めたトータルコストを考慮すること。
- 3 背景に利用する地図データは【別紙4】を基本とし、愛知県統合型GISの地図データ（Shape形式）を容易に追加できること。また、他に、より適当な地図データを使用する場合は、県の上承を得ること。
- 4 管路、関連施設等のデータメンテナンスや、地図データの更新作業などが、県においても容易に行えるものとする。
- 5 本仕様書に記載のない事項については、県と十分打合せをした上で施工すること。

## 第3章 非機能要件

### 第1節 データセンターの安全性

新システムのデータセンターは以下の要件を満たしていることとする。

- 1 各種国際規格認証の取得と各種安全性ガイドラインに準拠していること。
  - (1) 品質マネジメントシステム (ISO9001)
  - (2) ITサービスマネジメントシステム (ISO20000)
  - (3) 情報セキュリティ (ISO27001)
- 2 データセンターは、日本データセンター協会制定のデータセンターファシリティスタンダードの「基準項目」がティア3又はティア4に相当すること、又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における ISMAP クラウドサービスリストへの登録がされていること。

### 第2節 データセンターの要求仕様

データセンターの要求仕様は以下の通りとする

- 1 日本国内に立地しており、保存データが日本国内にあること。
- 2 24時間365日稼働対応していること。
- 3 施設が耐震構造であり、建築基準法の新耐震基準を満たしており、浸水対策、防火対策及び避雷対策がとられていること。
- 4 非常用電源の設置や通信機器の二重化など、システム停止がないよう対策を講じられていること。
- 5 データセンターへの入退室管理を適正に行うとともに、セキュリティ管理対策を講じていること。
- 6 サイバー攻撃への対策を講じていること。
- 7 バックアップ機器を備え、障害発生時には迅速にデータ復旧が行えること。また、バックアップ先についてもセキュリティ対策を十分に講じていること。

### 第3節 性能

- 1 インターネット回線に接続したクライアントPC等において、本庁及び各事務所内で同時に20人利用できること。また、今後の拡張により、合計で50人程度がデータを閲覧できるものとする。
- 2 データの送受信については、ネットワーク負荷について十分配慮し、受け渡しするのは差分データのみとする、もしくは、大規模のデータ更新をした場合には適切なセキュリティ対策を施した上で電子媒体を用いる等・県監督員と協議し、適切な方法を用いること。

### 第4節 情報セキュリティ要件

#### 1 ユーザー認証

新システムにおけるユーザー認証は、最低限、ユーザーID、パスワードによる認証機能を必須とし、以下の要件を満たすこと。

- (1) ユーザー情報を一元的に管理するための機能を有すること。
- (2) ユーザーIDの付与・変更・削除を行えること。
- (3) パスワードの変更が行えること。
- (4) システム内で取り扱うデータや各種機能について、そのデータや機能の利用権限に応じた操作制御が可能であり、利用権限の設定は、所属、グループ又はユーザー単位に応じて設定できること。また、利用権限について、必要な時に容易な操作で、登録・変更・削除等の設定をできること。
- (5) ユーザー認証によって、利用権限に応じた処理機能を判断して業務メニュー画面を表示させることにより、操作ミスや情報漏えい等の危険性を低減させるなど、適正な業務運営を図れる機能を実現すること。

## 2 情報セキュリティ対策

受託者は本業務の実施にあたり、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守した対応を行うこと。なお、新システムの構築及び本稼働期間において、以下のセキュリティ対策を施さなければならない。

### (1) 機密情報へのアクセス制御と情報漏えい防止

受託者は、正当にアクセス権限を有する者のみが機密情報へアクセスできるように、アクセス制御を実施し、不正接続を排除すること。また、機密情報の漏えいやデータの改ざんを防止する対策を行うこと。

### (2) ログ記録

本業務で構築するシステムは、操作履歴等の各種ログを確実に記録できるようにすること。システムの運用中に障害が発生した場合に、原因追及のための基礎情報として利用できること。また、権限のある者（受託者を含む）のみがログ情報へアクセスできること。

### (3) クラウドサービスの利用

新システムの運用にあたり、クラウドサービスを利用する場合は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・国際的なセキュリティの第三者認証

(ISO/IEC27001等)、又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

(ISMAP)の適用状況等から、クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断できること。

## 3 個人情報の持出

受託者はシステム構築にあたって、個人情報については、原則として県が指定した場所以外への持ち出しは行わないこと。

## 第4章 データ移行

### 第1節 データ移行

現行システムのデータ（【別紙4】：水道用水及び工業用水の管路及び関連施設等の位置情報（図形）、付加情報等）を新システムに移行することとし、データ移行に当たって、データ内容の確認、スケジュール等について、県監督員の確認を得ること。また、現行システムの指定日時時点の搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受託者に貸与することから、貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損及び改変等が起こらないよう以下の確認を行い、細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受託者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。

- 1 管路の端点にてライン未接続箇所の有無
- 2 管路の交差点（交点）でラインデータが接続されていない箇所の有無
- 3 管路の付加情報で管種、口径などの情報欠落箇所の有無
- 4 管路の付加情報で管種、継手等の誤植の有無

### 第2節 スタイルの継承

現行システムのデータは主にポイント、ライン、ポリゴンで構成されており、移行する際は以下のとおりスタイルと属性の継承を行うこと。

- 1 管路データ（ライン）については現行システムで表示している線の太さや、色を同様に新システムの図形に適用しデータ移行を行うこと。
- 2 管路データ（ポイント）については、現行システムと同じ、施設シンボルマークにてデータを移行すること。

### 第3節 付加情報の継承

現行システムのデータの付加情報を継承すること。なお、付加情報とは、名称、区分、種別、口径、延長、材質、施工年度、施工業者、メーカー、完了図や現場写真の画像データ等、維持管理に必要な各種、情報のことをいう。（以下「属性データ」という。）

### 第4節 管路情報データ更新作業

本庁及び各水道事務所に設置された管路情報管理システムに対し別業務で修正した管路情報管理システムに関する下記データについて、更新作業を行うこととする。必要なデータは県が受託者に貸与する。

1 工区	その他	ポリゴン	約 9,000 件
2 水道（導水）	管路データ	ライン等	約 550 件
3 工水（道水）	管路データ	ライン等	約 250 件
4 共用（導水）	管路データ	ライン等	約 250 件
5 水道（送水）	管路データ	ライン等	約 8,800 件
6 工水（配水）	管路データ	ライン等	約 11,000 件

7	関連施設	その他	ポイント	約 100 件
8	索引図	その他	ポリゴン	約 80 件
9	立会	その他	ポイント	約 2,000 件
10	事故履歴	その他	ポイント	約 350 件
11	メモ	その他	ポイント	10 件程度
12	スキャニングデータ	画像ファイル	竣工図等	約 35,000 ファイル (ファイルサイズ約 28GB)

## 第5章 運用保守

### 第1節 要旨

- 1 新システム導入時のマニュアル整備及び研修、導入後の保守・運用サポートにより、県のスムーズなシステム運用を支援するものとする。
- 2 システム稼働開始後、5年間（2026年4月1日から2031年3月31日）をシステム運用保守期間とする。

### 第2節 マニュアル作成

- 1 システム導入時に一般職員向けとシステム管理用に分けてマニュアルを作成し、マニュアルはシステム上で利用者が閲覧できるようにすること。
- 2 マニュアルに変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂できるよう整備するものとする。

### 第3節 研修の実施

- 1 受託者は、システムを管理する上で必要となる操作やデータ更新方法等について、システム管理者及び一般職員を対象とした研修を実施するものとする。
- 2 研修は実機を用いて実施し、配布資料、研修機材（講師用PC、プロジェクタ等）は受託者が、研修用端末は県が用意するものとする。

### 第4節 運用保守サポート

- 1 システム導入後、安定したシステム稼働を維持するため運用保守サポートを行うものとする。
- 2 2026年4月1日から2031年3月31日をシステム運用保守期間とする。
- 3 運用保守サポート内容は下表に記載の内容を標準とするが、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) サービス提供時間 | 24時間365日（計画停止/定期保守を除く）                        |
| (2) 計画停止予定通知 | 原則、2週間前までに通知すること。                             |
| (3) システム稼働率  | 98%以上   |
| (4) 障害通知     | メール等により通知すること。                                |
| (5) ログ保管     | 利用状況、例外処理及びセキュリティ事象を記録すること。                   |
| (6) データ容量    | 利用可能なデータ容量は、契約時に提案したサイズとし、別途契約により拡張は可能なこととする。 |
| (7) バックアップ   | データをバックアップし保管すること。                            |
| (8) 契約終了後の取扱 | 契約終了した際、データを全て削除すること。                         |

## 第5節 運用保守サポートの適用除外

新システムが次の各号のいずれかに該当することにより機能不全に陥った場合、運用保守業務の義務を免れるものとする。

- (1) 取り扱い不注意など県の使用上の責に帰する事由
- (2) マニュアルに記載された操作方法以外の方法によるライセンス物件の使用
- (3) 契約以外のソフトウェアのインストール又は使用により生じたソフトウェア及びシステムの障害
- (4) その他通常の使用以外の原因

## 第6節 データ更新（参考仕様）

新システム運用開始後に、地図情報に更新が発生した際には、県が別途契約により管路情報等のデータを提供することから、新システムに反映するものとする。なお、本業務で対象となるデータ更新頻度は、以下のとおり想定している。

- (1) 管路図（Shape 形式等） 概ね年1回、県が別途契約により更新したデータ及び市町村から受領した Shape データを提供
- (2) その他 県と受託者により決定する。

## 第7節 保守運用終了時の対応

- 1 システム運用終了時には、速やかにデータ消去作業を行うものとする。データ消去作業結果について、データ消去作業結果報告書により県に報告し、承認を得るものとする。
- 2 本業務の遂行のために受託者が調達、設置した機器について、撤去を実施するものとする。機器撤去後には、県による検査を受け、承認を得ること。機器撤去作業結果について、機器撤去作業結果報告書により県に報告し、承認を得ること。
- 3 運用保守期間を延長するなど変更した際には、データの取り扱いについて県と受託者により協議する。